

# 『ストーカー被害』や『DV被害』 我慢しないで、すぐに相談を！！

「ストーカー」や「DV」は、放置するとエスカレートして、殺人など生命に関わる凶悪事件に発展するおそれがあります。  
早めの相談が、早い解決につながります！！

## 「ストーカー」って…？

ストーカー行為とは、

追隨して歩く、自宅等への押し掛けや見張り、行動監視の告知、面会要求、交際・復縁要求、連続電話、乱暴な言動、GPS機器の取付けなど

の規制対象行為を繰り返す行為をいい、処罰の対象となります。

警察では、被害者からの申出により、相手方に対してこれら規制対象行為を止めるよう警告等を行うこともできます。



## DVは犯罪！！

夫婦間であっても、身体的暴力(殴る、蹴る等)は、暴行、傷害に当たり、処罰の対象となります。

被害者の裁判所への申立てにより、裁判官が加害者に対して被害者等への接近を禁止したり、自宅から退去を命令する「保護命令制度」もあります。



## 「女性に対する暴力をなくす運動」

【令和6年11月12日から11月25日】



### <<警察の相談窓口>>

- 警察本部警察相談窓口:「#9110」又は「026-233-0110」
- 警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート110:「026-234-8110」  
「0120-037-555」
- 性犯罪被害相談電話「#8103」(ハートさん)



相談窓口検索はこちら↑

### <<警察以外の相談窓口>>

- 長野県女性相談センター:026-235-5710
- 長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”:0266-22-8822
- DV相談ナビ「#8008」(はれれば)
- DV相談プラス「0120-279-889」



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク